

## 部会報告

### ■商業活性化部会

とき：平成20年6月30日

第1回目の商業活性化部会の会合が開かれました。商業部会では、前月号に掲載しました20年度の事業計画を詳細に説明するなど、商業に関する事業についての意見交換を中心に実施いたしました。

各事業に対する協議内容は次のとおりです。

### 商業活性化部会 平成20年度活性化協議会主要事業にかかる意見について

主な事業名	事業計画案	部会での意見
中心市街地活性化マップの制作	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まち歩きマップとして中心市街地を紹介するマップの制作 1万部、A1版</li> <li>●観光客、買い物客用に商店街の紹介など個店名は非掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇観光客向けか、市民向けかを明確にした方がよい</li> <li>◇役に立つマップとは、此処にこんな店があったという情報の掲載がより便利</li> <li>◇商店街のみの紹介は顧客から見たときに魅力が薄れるのでは。</li> </ul>
	今後の予定 ■本日の意見を参考にしながら試案を作成してみる そのうえで、改めて意見を聴く	
まちづくり懇談会（ワークショップ）の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりに対して幅広い市民層の意見を聴くために市民が自由に参加する懇談会を開催</li> <li>●全体テーマ「奈良らしい賑わいと活気に満ちたイメージを考えよう」 「まちの賑わい」、「道路・交通のあり方」「観光のまちづくり」、「コミュニティ・住まい」等の4つのテーマで分科会を開催</li> <li>●来年3月まで4回程度開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇多くの市民が集まってくれば、有意義な意見も提言されることに期待したい</li> <li>◇募集の方法など周知を徹底させる</li> <li>◇各テーブルに商店街のひとたちが参加するなど商店街の人達が中心に動かすこととする</li> </ul>
	今後の予定 ■9/1 発行市広報にて市民公募告知（報道発表） 公募締め切り 9/21、 第1回ワークショップ10/下旬	
商店街まちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定区域内の各商業地域の認定後のまちづくりについて協議会より専門家を派遣し相談、指導を実施する</li> <li>●認定後の各商業地域での事業計画などの課題具体化と解決の相談指導を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇各商店街が何を目標に活動していくかを考えねばならない</li> <li>◇受ける側の商店街に意欲はあるのか</li> <li>◇各商店街が真剣に対応するなど自分たちの努力がないと意味がない</li> </ul>
	今後の予定 ■相談希望日の1ヶ月前に事務局まで申し込む → 相談内容に応じたアドバイザーを派遣 相談は各商店街まで出向く（昼夜間を問わず） 10商店街の派遣を予定	
テナントリーシング研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中心市街地内の望ましいテナントミックスを推進するための研究会を部会内に設置</li> <li>●テナントリーシングの専門家等を招き、奈良市中心市街地内の大型専門店などの出店条件など情報収集と条件整備の研究を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇商店街でも現店舗の撤退、廃止などの動きがあり空地となっている。オーナーに対して望ましい業種配置など提案したいので指導をして欲しい</li> <li>◇商店街内に有料の広告バナーを採用するなどの動きもある、資金確保などから推進すべき</li> </ul>
	今後の予定 ■7月に1回目の研究会を開催、本年度中に数回の開催を予定 ■委員としては、商業対策部会員（任意）のほか、テナントリーシングの専門家、商業ビルオーナー等の出席を予定	

その他、「中心市街地活性化シンポジウム開催事業」21年2月開催予定、「まちづくり啓発パンフレット作成事業」、「中心商店街通行量調査事業」本年8月10日実施などの事業が説明されました

■交通対策・都市基盤整備部会

とき：平成20年7月8日

本年度の第1回目の部会が次のとおり開催されました。交通対策部会と都市基盤整備部会は合同で開かれ、両部会員の出席のもと次のような報告と審議が行われましたので報告いたします。

1) JR奈良駅前・三条通拡幅計画の概要について

- 奈良市の中心市街地内の交通対策や都市基盤整備に重要な影響を及ぼす上記の計画推進等について奈良市委員より報告を受けました。その概要は次のとおりです。
  - ・ JR奈良駅高架下利用については、商業施設等、駅関連業務施設、それと駐車場施設。駐車場施設としての利用については、パークアンドバスライドの駐車場利用、JRの商業関連施設駐車場、保健所などの複合施設駐車場、あと確保出来れば観光バス待機スペースなどの利用方法を検討しております。

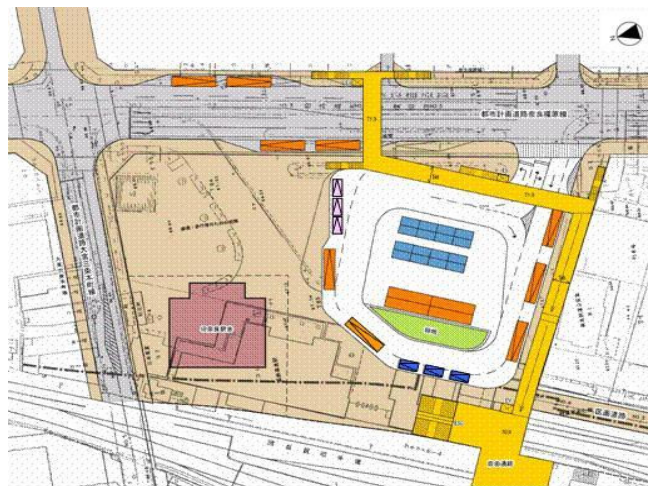
- ・ 東口駅前広場の、バス停留場の機能を一部西側広場への移行を考慮しており系統再編成については、今後奈良交通と一定の協議を行って参ります。
- ・ 旧駅舎前広場も奈良の玄関口として新駅のデザインとか空間デザインとか奈良らしさを感じる調和のとれたものと考えております。
- ・ 三条通拡幅計画事業については、平城遷都1300年祭に向け現在用地交渉など事業遂行に向け鋭意取り組まれております。



2階平面図

東口駅前広場 案

H19. 11月現在



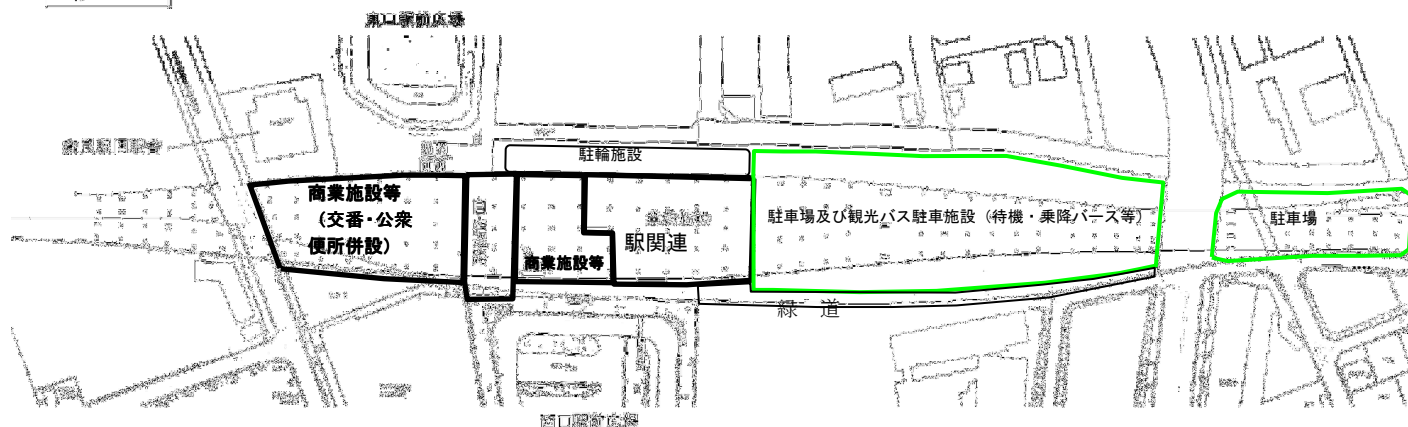
注) タクシーバス、バスバス等の配置を含む施設計画につきましては、今後、関係諸団体等と協議を行い決定することになります。

駅部高架下利用(案)

H19. 11月現在

注) 高架下利用につきましては、今後、関係諸団体と協議を行い決定することになります。

1階平面図



## 2) コミュニティバスの運行について

### ○ コミュニティバス運行への期待

中心市街地内を回遊するコミュニティバスについては、地域商業者からも要望が出されていましたが、具体的な案が示されていないため、協議会としてどのような推進を図るべきか、部会において意見交換が行われました。

その結果、

- ・ ならまちとの交通手段確保の観点から見てもコミュニティバスの運行は必要
- ・ また、観光拠点と中心市街地内との連結を図るなど、ビジターの利便性を高めるためにも旧市街地内を回遊するコミュニティバスの運行は必要
- ・ 行楽シーズンのまちなかへの乗用車乗り入れを抑制するなどのためにも必要

などの観点からコミュニティバスの運行について積極的に対応することが確認された。

### ○ ルートの検討

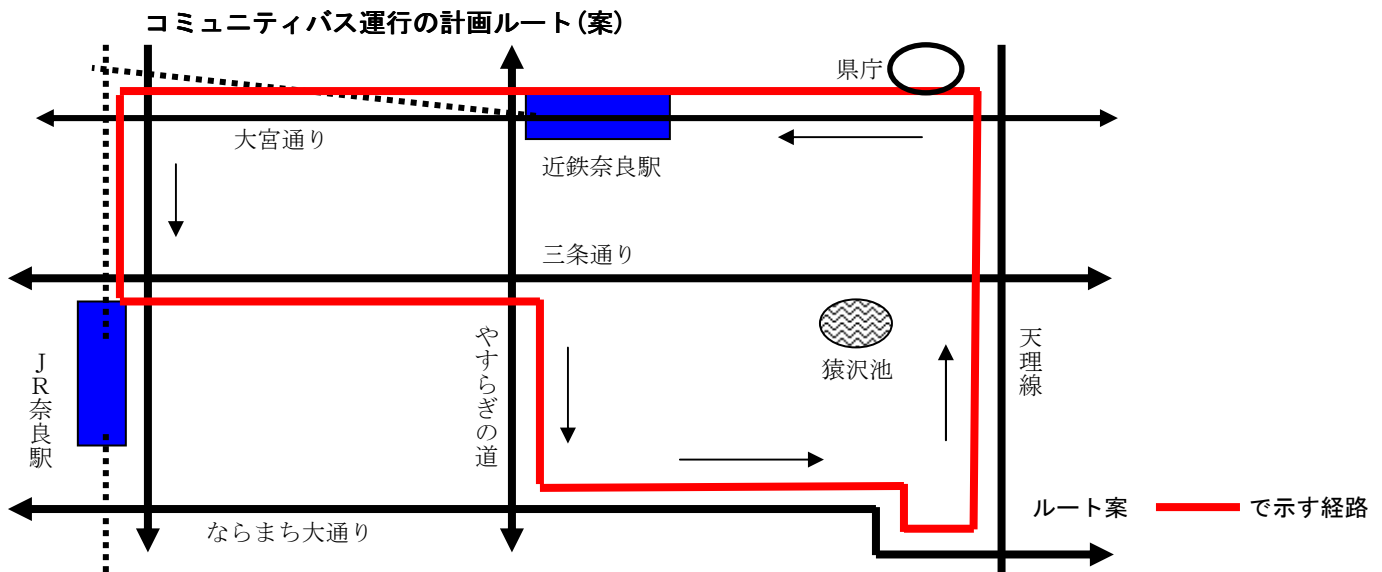
各委員から運行ルート案について数種類のルート案が提示された。

いずれの案も市内循環線を補完する運行で、ならまちを経由するものであったが、検討の結果、集約された案は、JR奈良駅～三条通り～やすらぎの道右折～ならまち大通り左折～福智院町左折～県庁東～近鉄奈良駅～JR奈良駅の循環となったが、実現に向けては下記の課題があり、今後更に検討がなされることとなった。

(解決すべき課題)

- ① 三条通りを経由することとなるため、同街路の幅が前提となることや休日運行の課題がある
- ② 運行主体と採算性の課題
- ③ 運行に当たってのコンセプトづくり(観光主体か生活者主体かなど)

次回の検討会において、運行上の課題などについてバス事業者等の意見を聴くこととした。



## 宿泊者数は全国最下位の奈良県

### ～国土交通省「宿泊旅行統計調査」の結果から その③～

前回に引き続き、国土交通省において初めて実施された宿泊旅行統計調査(平成19年1月～12月)の1年間の結果について、奈良県の宿泊者の実態について内容をご報告いたします。

#### ②ビジネス利用客の低さなどにもその要因がある

○ 統計では、観光客の宿泊実態を明らかにするため、宿泊者の宿泊目的割合を「観光・レクリエーション」か「出張・業務」かの2区分で調査しているが、都道府県別の

結果は末尾の図表5(ページ数の関係から、当協議会のホームページ「賑わい通信」に掲載)に記載している。これを基にいくつかの図表を作成してみると次のような結果が明らかとなった。

- ・ 奈良県は観光目的の宿泊客比率が93.0%を占め、比率で全国第1位、観光目的の宿泊者数では44位である。
- ・ 裏を返せば、それ以外の出張・業務客比率が最低であり、観光客のみに依存する奈良県宿泊者の実態がある。
- ・ 全国平均の比率では、観光目的の宿泊者割合は55.7%、

※ 「宿泊旅行統計調査」  
統計数値は修正済みです

※図表5「都道府県別宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊客数」は、紙面の都合上等協議会のホームページをご覧ください。  
<http://www.nara-cci.or.jp/chukatsu/>

つまり宿泊者の半数が出張や業務のビジネス客ということであり、本県の場合、こうした宿泊客の少ないことが全体の宿泊者数の低さにつながっている。

図表1 観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊者数ランク

順位と府県名	延べ宿泊者数	観光目的の宿泊者が50%以上	同左の割合	
41位	宮崎県	2,625,350	1,092,490	41.6%
42位	島根県	1,789,930	1,092,370	61.0%
43位	奈良県	1,152,420	1,072,060	93.0%
44位	香川県	2,136,000	1,040,150	48.7%
45位	高知県	1,837,280	957,720	52.1%
46位	徳島県	1,241,500	555,550	44.7%
47位	埼玉県	3,166,930	448,590	14.2%

図表3 観光目的の宿泊者が50%未満の宿泊者数ランクと人口比較

順位と府県名	観光目的の宿泊者が50%未満	人口100人当たり50%未満の宿泊者数	
41位	島根県	697,560	94.0
42位	徳島県	685,950	84.7
43位	鳥取県	623,540	102.7
44位	山梨県	614,230	69.4
45位	福井県	593,220	72.2
46位	和歌山県	497,530	48.0
47位	奈良県	80,360	5.7

③県内客の低さも関係している

図表4 県外宿泊者比率が高い上位県と下位県の県内・県外吸引率

順位と府県名	人口	県外宿泊者			県内宿泊者		
		数	県外の割合	人口吸引率	数	人口吸引率	
1位	京都府	2,647,660	8,324,830	86.6%	314.4%	958,080	36.2%
2位	奈良県	1,421,310	982,030	85.2%	69.1%	143,210	10.1%
3位	沖縄県	1,361,594	10,104,510	84.7%	742.1%	1,143,730	84.0%
4位	香川県	1,012,400	1,797,400	84.1%	177.5%	291,790	28.8%
5位	鳥取県	607,012	1,635,740	83.8%	269.5%	301,490	49.7%
6位	山梨県	884,515	3,396,080	82.3%	383.9%	473,490	53.5%
7位	高知県	796,292	1,505,070	81.9%	189.0%	279,230	35.1%
42位	新潟県	2,431,459	4,128,480	65.5%	169.8%	2,065,140	84.9%
43位	富山県	1,111,729	1,681,250	65.4%	151.2%	809,110	72.8%
44位	岩手県	1,385,041	2,757,650	64.5%	199.1%	1,480,900	106.9%
45位	宮城県	2,360,218	4,711,490	64.3%	199.6%	2,513,290	106.5%
46位	山形県	1,216,181	2,344,640	63.9%	192.8%	1,263,340	103.9%
47位	北海道	5,627,737	13,535,990	54.3%	240.5%	10,140,650	180.2%

注)人口吸引率とは宿泊者数/当該県の人口数

- 図表4は、県外宿泊者比率の割合を上位県と下位県に分類して図表化したものである。第1位の京都府は県外客比率が86.6%、2位の奈良県は85.2%、以下沖縄県84.7%の順となっている。このように県外宿泊者の割合が高いが、対人口吸引率で見るとおり、奈良県は69.1%と他の県に比して著しく低くなっており、観光県の水準としては大いに物足りず、奈良県の低位性がうかがえる。
- 一方、県内客の水準はとみると、県外からの宿泊客割合が高い分、県内客割合が低くなっているが、問題は対人口吸引率の数値で、奈良県は対人口吸引率10.1%と県内人口の10%しか宿泊していない。京都府などは、府外から

図表2 観光目的の宿泊者が50%未満の宿泊者数ランク

順位と府県名	延べ宿泊者数	観光目的の宿泊者が50%未満	同左の割合	
41位	島根県	1,789,930	697,560	39.0%
42位	徳島県	1,241,500	685,950	55.3%
43位	鳥取県	1,952,330	623,540	31.9%
44位	山梨県	4,128,690	614,230	14.9%
45位	福井県	1,958,170	593,220	30.3%
46位	和歌山県	3,292,400	497,530	15.1%
47位	奈良県	1,152,420	80,360	7.0%

- もとより大阪や京都などとの宿泊施設との競合が存在するが、同じ近畿圏の滋賀県や和歌山県はどうなっているか見たのが図表3である。同じ立地環境にある和歌山県は奈良県に次いで下位から2番目の46位、滋賀県は36位であるが、宿泊者数や人口100人当たり数では圧倒的に奈良県の低位性がみてとれる。
- 宿泊客＝観光客ととらえられがちであるが、実は半数近くが観光以外の目的客が占めている実態にあり、こうした点からも単に観光、観光というのではなくて集客という概念で地域の有り様を考えることも必要とこの結果は示している。

- の比率が高いが府内でも人口の35%は宿泊している。奈良県の対人口吸引率10.1%は全国最低であり、県内客比率の少ないことが全体の宿泊者数の低下の一要因となっている。
- ちなみに全国の県内宿泊客の割合は23.5%であり、これと比較しても奈良県は13ポイントも低くなっており県内宿泊客の低さが絶対数を押し下げているともいえる。県内客割合の高い北海道・山形県・宮城県・岩手県等はいずれも東北地方など農業生産県・寒冷地方であり温泉の湯治客、冬期のスキー客による県内比率の高さと推測されるが、いずれにしてもこうした利用客の少ないことも一因であろう。